

主な指摘事項【幼保連携型認定こども園】

区分	項目	指摘内容	文書指摘 件数
施設	職員配置基準	保育教諭の配置が1名の時間帯がある。シフト等の見直しを行い、資格を有する職員を常時2名以上配置すること。	2件
施設	運営規程の内容	運営規程における記載事項を見直すこと。なお、運営規程の変更にあたっては、こども育成室（施設担当）へ届け出ること。	2件
施設	避難訓練の実施	毎月実施している非常災害に対する避難訓練とは別に、不審者対応の防犯訓練を実施すること。（前回口頭指摘事項の未改善）	2件
施設	事故防止	事故防止ガイドライン等を基に事故の発生の防止のために必要な事項、事故が発生した場合の対応方法、報告・記録方法や、原因分析及び再発防止策の策定・周知の手順等が記載された指針（事故対応マニュアル）を整備すること。	1件
施設	非常災害対応	非常災害時の対応について、緊急連絡先一覧及び避難場所までの避難経路図を作成し防災マニュアルに追加すること。（前回口頭指摘事項の未改善）	1件
保育	重要事項説明の内容	重要事項説明書における苦情相談窓口について、第三者委員の氏名だけでなく連絡先も記載すること。（前回口頭指摘事項の未改善）	2件
保育	重大事故の報告	治療に要する期間が30日以上のある重大事故について、令和2年度に3件発生しているが、市へ報告していない。重大事故が発生した場合は、こども育成室運営担当へ速やかに報告すること。	1件
保育	感染症対応	感染症対応について、感染症対策ガイドライン等を基に園における感染予防対策、感染症発生時の対応、登園の停止・再開の手続き等を含む園独自のマニュアルを整備すること。	1件
保育	アレルギー対応	アレルギー対応ガイドライン等を基に食物除去の開始・解除の手続き、調理・配膳方法、及び誤飲・誤食時の対応等を含む園独自のマニュアルを整備し、その内容を関係する職員全員に周知すること。（前回口頭指摘事項の未改善）	1件
保育	苦情対応	苦情・相談の記録について、園に落ち度があり園が苦情と認めた場合のみ記録するのではなく、寄せられた苦情・相談は、その経緯や園としての対応をすべて記録すること。（前回口頭指摘事項の未改善）	1件
給食	食材の発注	使用食材は予定献立の一人当たりの可食量及び在籍人数から算出した必要量に基づき発注すること。	4件
給食	主食費の根拠	利用者から徴収している主食費について、実際に園で提供している給食に基づく実費の徴収であることがわかるよう、金額の根拠を明確にすること。なお、徴収の根拠として提示できるよう、積算過程を整理し書面で残すこと。	4件
給食	栄養目標量の設定	在籍園児の性、年齢、発育・発達状況、栄養状態、生活状況等を把握・評価し、給与栄養目標量及び食品構成基準を設定すること。なお、設定の根拠として提示できるよう、積算過程を整理し書面で残すこと。	3件
給食	栄養評価の実施	給与栄養目標量及び食品構成基準を見直したうえで、月報により実際に提供した給食に基づく栄養充足率の評価を行い、その結果を食事計画の改善に繋げること。	2件
給食	給食会議の開催	給食会議が4月、10月及び11月しか開催されていない。給食会議は定期的かつ計画的に開催し、関係職員による情報の共有を図ること。	1件
給食	食育の取組	全体的な計画が作成されていない。全体的な計画を作成のうえ、食育計画は全体的な計画に基づき作成すること。	1件
給食	衛生管理	中心温度が測定されなかったため、中心温度計を準備のうえ、加熱調理食品はすべて中心温度を測定し記録すること。なお、教育・保育施設における衛生管理については、大量調理マニュアルに基づく衛生管理に努めること。	1件
給食	調理委託の内容	調理業務の委託契約書における記載事項を見直すこと。	1件
給食	開所日数・時間	土曜日に給食を提供していない日がある。また、毎月お弁当日を設け当日は給食を提供していない。2号認定こども及び3号認定こどもについては、原則として土曜日を含め通常給食を提供すること。	1件

計32件